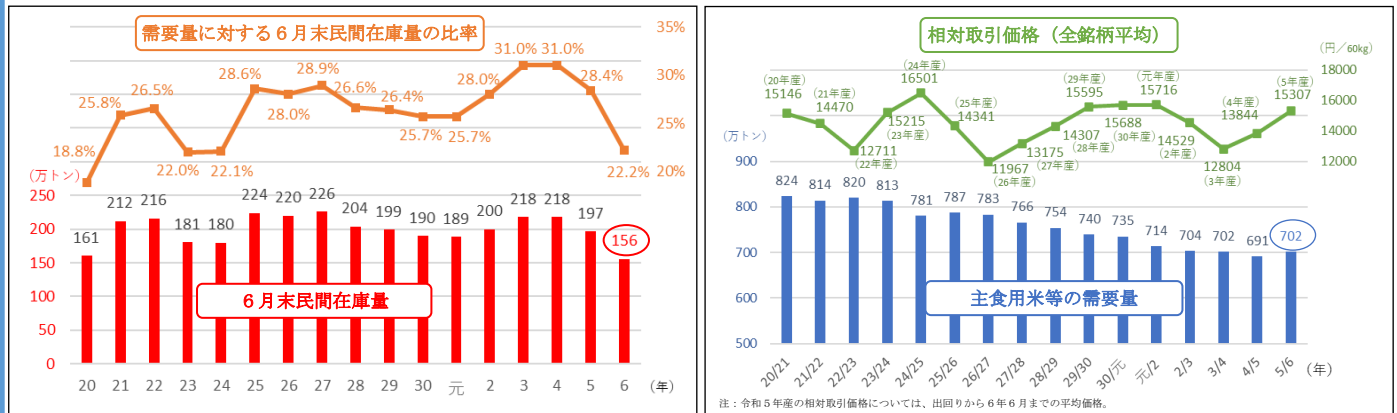


米に関するマンスリーレポート（北陸版） （令和6年8月号）

米の基本指針のポイント（最近の需要動向と今後の需給見通し）

農林水産省は令和6年7月30日に「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」を公表しました。



令和6年6月末民間在庫量は、前年（197万トン）から41万トン低い**156万トン**であり、5/6年の需要実績は、前年（691万トン）から11万トン（1.6%）多い**702万トン**（速報値）となりました。

需要実績 = 令和5年産主食用米等生産量 + 令和5年6月末民間在庫量 - 令和6年6月末民間在庫量
702万トン **661万トン** **197万トン** **156万トン**

表1：5/6年の主食用米等の需給実績

		(単位：万トン)
令和5年	令和5年6月末民間在庫量	A 197
	令和5年産主食用米等生産量	B 661
	令和5/6年主食用米等供給量計	C = A + B 858
	令和5/6年主食用米等需要量	D 702
令和6年	令和6年6月末民間在庫	E = C - D 156

民間在庫量減少の要因

- 令和5年産米の高温・湯水の影響により精米歩留まりが低下（1等比率の低下等）したこと
- 令和3年9月から食料品全体の価格の上昇が続く中で、米の価格は相対的に上昇が緩やかであったことを背景に消費がやや増加したこと

表2：6/7年の主食用米等の需給見通し

		(単位：万トン)
令和6年	令和6年6月末民間在庫量	E 156
	令和6年産主食用米等生産量	F 669
	令和6/7年主食用米等供給量計	G = E + F 825
	令和6/7年主食用米等需要量	H 673
令和7年	令和7年6月末民間在庫	I = G - H 152

表3：6/7年の需要見通し

	6/7年
1人当たり消費量（推計値）	① 54.4kg
	6年
人口（推計値）	② 123,788千人
	6/7年
需要見通し	①×② 673.4万トン

令和6/7年の需給見通しは表2のとおりです。供給量（G）は、令和6年6月末民間在庫量（E：156万トン）と3月の基本指針で設定した令和6年産主食用米等生産量（F：669万トン）を合わせた825万トンとなります。需要量（H）は、表3のとおり、6/7年の1人当たり消費量（推計値）に令和6年の人口（推計値）を乗じて算出した**673万トン**です。供給量及び需要量から、令和7年6月末の民間在庫量（I）は、**152万トン**と見通されます。

令和6年能登半島地震に関する情報

農業関係の「生活と生業（なりわい）の再建」支援を続けています！

農業関係に対する支援

- 農地や農業用施設の復旧
- 農業用機械、ハウスの再建・修繕
- 共同利用施設の再建・修繕

金融支援

- 施設復旧・運転資金の貸付

営農再開に向けた相談窓口を開設しております。
お気軽にご相談ください



支援や相談窓口の詳細は[こちら](#)（🔗 クリック）
左記二次元コードからもご覧いただけます。

1 米の相対取引価格

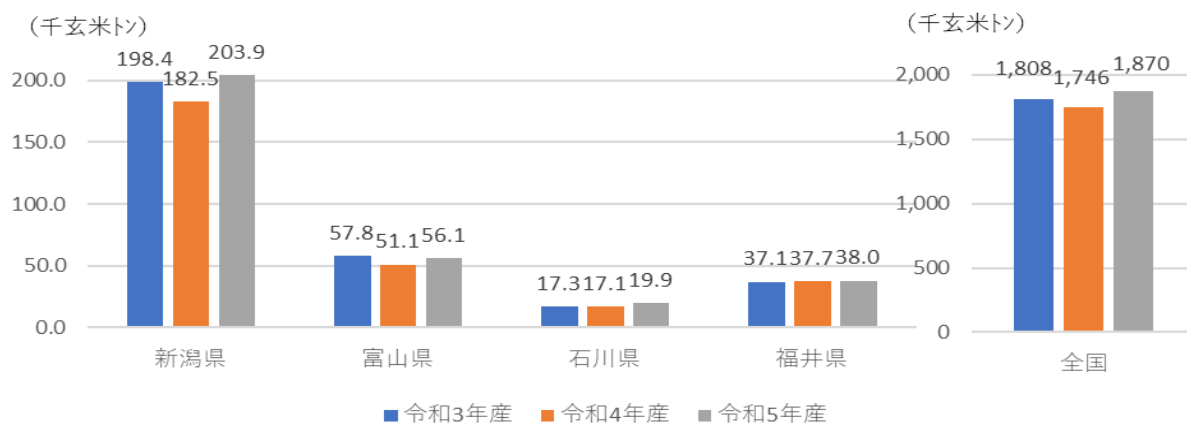
令和3年度及び、令和4年度は出回りから翌年10月まで、
令和5年度は出回りから令和6年6月までの平均価格



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 価格は、出荷業者と卸売業者等との間で数量と価格が決定された主食用の相対取引契約の価格（運賃、包装代、消費税を含む1等米の価格）を加重平均したものである。
3 価格に含む消費税は、軽減税率の対象である米穀の品別等は8%、運賃等は10%で算定している。
4 加重平均に際しては、新潟は受渡地を東日本としているものを、富山、石川、福井は受渡地を西日本としているものを対象としている。
5 相対取引価格は、個々の契約内容に応じて設定される大口取引等の割引などが適用された価格であり、実際の取引状況に応じて価格調整（等級及び付加価値等（栽培方法等））が行われることがある。
また、算定に当たっては、契約価格に運賃を含めない産地在姿の取引分も対象としている。
6 報告対象産地品種銘柄ごとの年度平均価格は、当該報告対象産地品種銘柄の出回りから当該月までの相対取引数量ウエイトで加重平均により算定している（5年度は速報値）
7 全銘柄平均価格、報告対象産地品種銘柄ごとの前年度検査数量ウエイトで加重平均により算定している

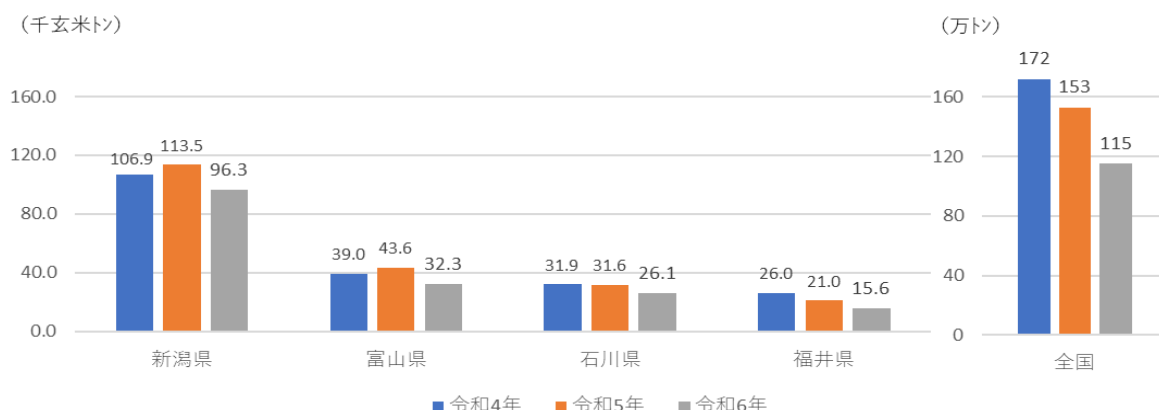
2 米の産地別販売状況（6月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の直接販売数量が5,000トン以上）である。
2 報告対象米穀は、水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）である。
3 販売数量は、集荷数量のうち契約のあと実際に卸売業者等に引き取られた数量である。

3 産地別民間在庫の推移（6月末現在）



資料：農林水産省「米穀の取引に関する報告」

- 注：1 水稲うるちもみ及び水稲うるち玄米（醸造用玄米を含む。）の月末在庫量（玄米換算）の値である。
2 報告対象業者は、全農、道県経済連、県単一農協、道県出荷団体（年間の玄米仕入数量が5,000トン以上）、出荷業者（年間の玄米仕入量が500トン以上）、米穀の販売の事業を行う者（年間の玄米仕入量が4,000トン以上）である。



←もっと詳細な情報をご覧になりたい方は農林水産省HPへ
<https://www.maff.go.jp/j/seisan/keikaku/soukatu/mr.html>

もっと北陸の情報をご覧になりたい方は北陸農政局HPへ→
<https://www.maff.go.jp/hokuriku/>



農林水産省 北陸農政局